

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 国葬儀に係る公金支出について 〕

令和4年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について	1
第 1 請求	1
1 請求人	1
2 請求のあった日	1
第 2 請求の内容	1
1 令和 4 年 9 月 20 日の請求	1
2 令和 4 年 9 月 27 日の請求人の追加	3
3 令和 4 年 10 月 7 日の請求の趣旨の追加	3
第 3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会	4
1 陳述の概要	4
2 新たな証拠の提出	4
3 請求人の陳述の要旨	4
第 4 監査の実施	4
1 監査対象事項	4
2 監査対象機関	5
3 監査対象機関に対する監査の実施	5
4 監査の実施期間	5
第 5 監査の執行者	5
第 6 本件請求に係る監査の結果	5
1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解	5
2 監査の結果	6
参考	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	21
2 関係法令、条例及び規則等（抜粋）	38

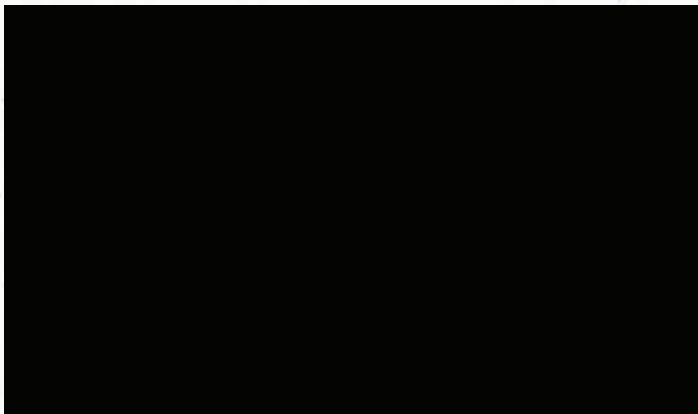
鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、監査委員４名で監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、令和４年１１月１４日に棄却することを決定した。

請求の内容、実施した監査の概要及び監査委員の判断は以下のとおりである。

第１ 請求

１ 請求人



２ 請求のあった日

令和４年９月２０日（請求人２名による請求）

令和４年９月２７日（請求人７名の追加）

令和４年１０月７日（請求の趣旨の追加）

第２ 請求の内容

１ 令和４年９月２０日の請求

令和４年９月２０日付けで請求人２名による請求があった。

内容は次のとおりである。

（１）請求の要旨

ア 概要

日本国政府は、２０２２年９月２７日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）を挙行することを閣議決定した。本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられるから、これに鳥取県知事（以下「知事」という。）及び鳥取県議会議長（以下「議長」という。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費（県費）が支出されることが相当の確実さをもって予測され、同月１４日には知事は本件国葬に公費で参列することを公表した。

本件国葬が違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとする。そこで、私たち請求人は、地方自治法（以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づき、鳥取県監査委員に対し、本件国葬に知事及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止めることを求める。

イ 対象となる知事及び議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に举行される本件国葬に関して、知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

ウ 本件国葬の違憲性・違法性について

（ア）日本国憲法の根底にある個人主義

私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいる。

（イ）憲法14条違反

国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反する。

（ウ）憲法19条違反

個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人に強いる。

（エ）憲法20条・89条違反

安倍氏国葬は憲法20条や89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性がある。

憲法20条3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止している。国が主催して本件国葬を執行し、知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法20条3項に反するもので、許されない。

（オ）憲法21条違反

国葬を実施することは、弔意表明の「要請」が官民間わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法21条が保障する表現の自由が侵害されることになる。

（カ）本件国葬の違法性について

- a 行政活動は法律に基づいて行われなければならない。
- b 内閣府設置法は根拠にならない。

エ 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

（ア）地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することが必要とされるが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しない。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえるが、本件国葬に知事らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しない。

（イ）国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、地方公共団体の「事務」には該当しない。

（ウ）上記の検討から、本件国葬への公金の支出は法第2条第2項に反する違法な行為である。

オ 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものである。仮に「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかない。

(2) 措置請求

本件国葬に知事及び議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求める。

(3) 請求の受理

監査委員は、請求人が財務会計上の公金支出の違法性、不当性を主張しており、また、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されることから、本件請求は法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 9 月 21 日付けで受理した。

なお、措置請求の「公金を支出することの差止め」については、法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号「当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求」の住民訴訟のような権限は監査委員にはないが、法第 242 条第 1 項中に「当該行為を防止し」とあることから、公費を支出する行為を防止することを求める意とし、受理することとした。

2 令和 4 年 9 月 27 日の請求人の追加

令和 4 年 9 月 27 日付けで 7 名の請求人の追加があり、監査委員は、法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 10 月 5 日付けで受理した。

3 令和 4 年 10 月 7 日の請求の趣旨の追加

令和 4 年 10 月 7 日付けで請求の趣旨の追加があった。
内容は次のとおりである。

(1) 追加された請求の趣旨

公金が支出されてしまった場合には、その返還等（不当利得返還請求、損害賠償請求等）を求める。

(2) 請求の受理

監査委員は、法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、令和 4 年 10 月 7 日付けで受理した。

なお、本件国葬に係る公金は、知事及び議長へ支払われるもののほか、県が契約した事業者へ支払われるものもある。このため、「その返還等を求める。」とは、事業者へ返還を求めるのではなく、相当額を県に与えた損害として知事又は議長に返還させるという意とし、受理することとした。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

1 陳述の概要

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人のうち2名の陳述があった。

なお、法第242条第8項の規定に基づく立会いはなかった。

2 新たな証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

3 請求人の陳述の要旨

陳述の要旨は以下のとおりである。

政府は国葬と呼ばずに国葬儀とし、その根拠を内閣府設置法であるとしているが、国葬であれ国葬儀であれ、行政組織法である内閣府設置法が根拠になるはずはない。行政作用法が根拠として必要なのは、法律の常識である。しかし、それに該当するものはなく、結局は法的根拠のないものである。

国葬は結局一つの価値観を共有しようという儀式であるが、憲法13条は、個々の人たちが、多様な、尊厳のある個々の人たちの意見・価値観・思想を認めている、これが憲法の形である。国葬はこれに逆行するものである。

国葬儀という名称にする以上は、今の日本国憲法からは少なくとも主権者である国民の名において営むことを明確にすべきということは当然の帰結になる。主権在民が今の日本の憲法なのである。国葬のあり方、対象者の基準などを国会で議論し、安倍氏があてはまるかどうかを検討する国会の手続が必要である。

国葬令は戦後の日本国憲法の施行に伴い廃止され、国葬したいのなら少なくとも国会の議論と、与野党の合意形成が必要であり、内閣だけで決めた国葬は違法である。

違憲・違法な国葬に鳥取県知事らが公費を使って参列することは、法第1条の2第1項の、鳥取県民の福祉の増進とは何ら関係がない。鳥取県の代表らが、国の違憲・違法な行為に加担することとなる。そのことからすれば、鳥取県の住民としては認めることはできない。このこと自体、地方自治の本旨から見て不当と言わざるをえない。

安倍元首相の実績は、鳥取県の住民として、およそ肯定的に評価することなどできないものである。

今回の安倍元首相の国葬に関して、鳥取県知事らがこれに出席するに当たり公費を支出することが、地方自治の本旨から見ても、不当であることは明らかと言える。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「本件国葬への知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出（随行職員に関する支出等も含む。）は法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか。」とした。

2 監査対象機関

鳥取県総務部総務課（以下「総務課」という。）及び鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

3 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、本件国葬への参列に係る認識を確認するとともに、公金の支出の状況について監査を実施した。

4 監査の実施期間

令和4年9月21日から同年11月4日まで

第5 監査の執行者

監査委員 桐林 正彦

監査委員 山根 朋洋

監査委員 奈良井 恵

監査委員 福田 俊史

第6 本件請求に係る監査の結果

1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解

（1）総務課

ア 知事の出席について

令和4年9月13日、鳥取県東京本部経由で本件国葬への案内状が届いた。同月14日、出欠の取りまとめを行っている全国知事会に電子メールにて出席の旨回答した。

なお、本件国葬への出席に係る費用に関する支出については、2（1）イの表のとおりである。

イ 本件国葬への案内状について

知事宛てに送付された国葬への案内状には、次の項目が記載されていることを確認した。（別添1のとおり）

（ア）日時

（イ）場所

（ウ）参列の服装

（エ）集合場所・時間等

（オ）代理出席・随行者

（カ）手荷物等

（キ）連絡先

（ク）新型コロナウイルス感染防止に関する留意事項

また、国からはこの案内状以外には個別には国葬の内容等に関する情報が示されていないことを確認した。

ウ 本件国葬への参列についての認識

国葬であるか否かを問わず、政府が主催する公の行事への出席依頼があったので、地方自治体の長の公務として出席したものであり、その費用は公費で支払われるべきものである。

(2) 議会事務局

ア 議長の出席について

令和4年9月12日、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）から郵送により議長宛てに本件国葬への案内状が届いた。同月14日、議会事務局は議長の意向を確認し、議長が出席する旨を全議に対し電子メールにより回答した。

なお、本件国葬への出席に係る費用に関する支出については、2（1）イの表のとおりである。

イ 本件国葬への案内状について

議長宛てに送付された国葬への案内状には、次の項目が記載されていることを確認した。（別添2のとおり）

- (ア) 日時
- (イ) 場所
- (ウ) 参列の服装
- (エ) 集合場所・時間等
- (オ) 代理出席・随行者
- (カ) 手荷物等
- (キ) 連絡先
- (ク) 新型コロナウイルス感染防止に関する留意事項

また、国からはこの案内状以外には個別には国葬の内容等に関する情報が示されていないことを確認した。

ウ 本件国葬への参列についての認識

国の公式行事として、国から議長宛てに上記イのとおり案内状が届いたものであり、知事とも相談した上で参列をすることとしたものである。

2 監査の結果

(1) 本件国葬への出席に係る経費について

ア 各経費の支払手続

知事、議長の旅費については、規程に基づき手続がなされていた。支払われた経費について、法令等に違反する点は認められなかった。

なお、国葬への参加に関して、職員の随行はなく、旅費、経費の支払がないことを確認した。

イ 各経費の支払状況

以下表のとおりである。

【総務課】※他の用務も含む。

旅行期間：令和4年9月26日～同月27日（1泊2日）

項目	支払先	発令日又は発注日	請求日・支払日	金額 (円)	支払方法等	根拠規程
宿泊代、 日当	知事	R4. 9. 21	R4. 9. 28	19,300	新旅費システムにより本人口座へ支払	・鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（第7条、第8条） ・職員の旅費等に関する条例（第3条、第4条、第13条）
航空券代	事業者		R4. 10. 6 R4. 10. 14	55,540	ANA@deskを利用。 庶務集中課が9月分をまとめて事業者へ支払（用品調達等集中管理事業特別会計）	
公用車 （ガソリン代）	事業者		R4. 10. 21 R4. 11. 8	1,531	事業者から月毎に一括請求され、物品契約課がまとめて支払（用品調達等集中管理事業特別会計）	・鳥取県会計規則（第40条） ・鳥取県会計規則の運用方針（第40条関係5別表第1）
ハイヤー	事業者	R4. 9. 20	R4. 10. 13 R4. 10. 27	94,600	東京本部が支払	
計				170,971		

【議会事務局】

旅行期間：9月27日（日帰り）

項目	支払先	発令日又は発注日	請求日・支払日	金額 (円)	支払方法等	根拠規程
航空券代	議長	R4. 9. 14	R4. 9. 28 R4. 10. 12	57,540	新旅費システムにより本人口座へ支払	・鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（第6条、第7条、第9条） ・鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（第8条、第18条、第20条）
タクシー				5,970		
ハイヤー	事業者	R4. 9. 16	R4. 10. 13 R4. 10. 27	68,900	東京本部が支払い、後日、議会事務局が支払分	・鳥取県会計規則（第40条） ・鳥取県会計規則の運用

					を令達	方針(第 40 条関係 5 別表第 1)
計				132,410		

(2) 本件国葬の違憲性・違法性についての監査結果

請求人は、本件国葬の違憲性・違法性について主張しているが、本件国葬は国の行為であり、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象外である。

(3) 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性についての監査結果

ア 請求人の主張

請求人は、次のとおり本件国葬への知事及び議長の出席が、法第 2 条第 2 項に反する違法な行為であると主張する。

地方公共団体が行う「事務」は「法令」により処理することとされていることが必要とされるが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法令」は存在しない。また、国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、地方公共団体の「事務」には該当しない。

イ 監査結果

(ア) 法に定める地方公共団体の事務の範囲

法第 2 条第 2 項は、普通地方公共団体の事務を『「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」』と規定している。この規定は、普通地方公共団体が一定の行政区域内において行政機能を担う統治団体であり、住民福祉の向上を目的として、統治の作用としての事務一般を広く処理する権能を有することを明らかにするものである。

これについて、最高裁(平成 18 年 12 月 1 日最高裁第二小法廷判決)では、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(法 1 条の 2 第 1 項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。

しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。」と判示している。

(イ) 本件国葬の内容

本件国葬について、本年7月22日に閣議決定された内容は、請求人提供の事実証明書資料1に基づき監査委員で確認したところ、別添3のとおりである。

また、知事又は議長が本件国葬について主催者から伝えられた情報は、上記1(1)イ及び1(2)イのとおりである。これらの記載事項には、本件国葬が社会通念上の儀礼の範囲を逸脱すると判断するに足りる内容は含まれていない。

ウ 監査委員の判断

上記イ(ア)に引用した判決は、法第2条第2項に規定する「地域における事務」には、個別具体的な法令の根拠はないが、普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為が含まれることを前提としていることは明らかである。

また、請求に係る「国葬」の内容については、別添3、上記1(1)イ及び1(2)イに示した案内状のとおりであり、これに出席する行為が社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものと考えすることはできず、知事及び議長のいずれもその他の意義や目的を認識して出席したものと認められない。

以上から、知事及び議長の国葬への出席は「地域における事務」と認められ、違法な行為とは言えない。

(4) 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性についての監査結果

ア 請求人の主張

請求人は、本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性の根拠として、安倍元首相の実績は肯定的に評価できないものであり、国を挙げて追悼すべきとは言えない旨を主張している。

イ 監査委員の判断

法第242条第1項に言う「不当」な支出か否かは、対象とする事務の行政目的を逸脱していないか、ないしはその実現に必要なかつ十分かどうかとの観点から判断すべきであり、その他の事由で判断すべきではない。

しかしながら、請求人の主張は、安倍元首相の実績が肯定的に評価できないから国を挙げて追悼すべきではないことから国葬に参加する費用の支出は不当であるとするものであり、住民監査請求制度の対象外であると言わざるを得ない。

(5) 本件請求に対する結論

以上から、措置請求事項については、棄却する。

鳥取県知事

平井

伸治

殿

故安倍晋三 国葬儀委員長

内閣総理大臣 岸田文雄

〔〒100―8914 東京都千代田区永田町一―六―一〕

謹啓

故安倍晋三国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます

敬具

記

日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時
場所 日本武道館

令和四年八月

故安倍晋三国葬儀委員長

内閣総理大臣

岸田文雄

故安倍晋三国葬儀

受付票

10

(この受付票を係員へお渡し下さい)

整理番号

10-1788

受付票(控)

整理番号

10-1788

御留意事項

新型コロナウイルス感染防止に関する御留意事項

一 参列の服装 略礼服又は平服等

二 集合場所・時間等

・集合場所での受付後、儀場へはバスで御送迎いたしますので、次によりお集まりください。

(1) 集合場所 都道府県会館

(2) 集合時間 午前十一時

(3) お持ち物 今回お送りしている「封筒」、同封の「受付票」、「御本人確認書類（顔写真付き）」の三点

・「御本人確認書類（顔写真付き）」は、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカードなど、公的機関が発行したものに限り、なお、顔写真付きの御本人確認書類をお持ちでない場合は、左記連絡先までお問い合わせください。

・北の丸公園周辺道路では交通規制を行うため、送迎バスに御乗車されないと御入場できない場合がございますので、御注意ください。

・多数の海外からの要人が参列されるため、開始まで、長時間お待ちいただくことが見込まれますので、あらかじめ御承知お願います。

三 代理出席・随行者

出席登録をされた御本人（封筒宛名の方）のみ参列可能であり、代理の方の御出席や秘書等の随行はできません。

四 手荷物等

・儀場内には、缶・ペットボトルなどの飲料水、カメラを含め、手荷物の持ち込みはできません（女性のハンドバックは除く。）。

・当日は、儀場内に給水所を設けますが、送迎バスへの御乗車後、献花終了まで（五時間程度）、お食事はお取りいただけませんので、あらかじめ御承知お願います。

五 連絡先

参列についてのお尋ねは、左記をお願いします。

内閣府大臣官房

故安倍晋三国葬儀事務局 電話（〇三）六二五七―三九二五

なお、御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。

○次のいずれかに該当する場合は、参列を御遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や咳・咽頭痛等の症状がある方、その他体調のすぐれない方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触とされた方
- ・同居家族や身近な方に、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方又は発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方がいる方
- ・式典当日において、政府が定める期間内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある方

○式典当日は次の事項に御留意ください。

- ・入場前に検温や手指消毒を実施します。
- ・入場における検温で発熱がある方は、御入場をお断りいたしますので、あらかじめ御了承ください。
- ・常にマスクを御着用願います。なお、式典の趣旨に鑑み、白色無地を基調としたものを御用意願います。（不織布マスクを推奨します。）
- ・館内では密とならないよう、他の参列者との間隔を確保するよう御協力願います。また、必要以外の移動や会話、飲食は控えください。
- ・会場内で体調不良が疑われる方については、別室に移動・待機いただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。

○その他

- ・接触確認アプリ（COOA）の活用をお願いします。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、規模を縮小等する場合、改めて御連絡します。

鳥取県議会議長

内田 博長 殿

故 安倍晋三 国葬儀委員長

内閣総理大臣 岸田文雄

〔〒100―8914 東京都千代田区永田町一―六―二〕



謹啓

故安倍晋三 国葬儀を左記により挙行いたしますので御案内申し上げます

敬具

記

日時 令和四年九月二十七日（火）午後二時
場所 日本武道館

令和四年八月

故安倍晋三 国葬儀委員長

内閣総理大臣

岸田文雄

故安倍晋三国葬儀

受付票

10

(この受付票を係員へお渡し下さい)

整理番号

10-1835

受付票(控)

整理番号

10-1835

御留意事項

一 参列の服装

略礼服又は平服等

二 集合場所・時間等

・集合場所での受付後、会場へはバスで御送迎いたしますので、次によりお集まりください。

- (1) 集合場所 都道府県会館
- (2) 集合時間 午前十一時
- (3) お持ち物 今回お送りしている「封筒」、同封の「受付票」、「御本人確認用書類（顔写真付き）」の三点

・「御本人確認書類（顔写真付き）」は、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカードなど、公的機関が発行したものに限りま
す。なお、顔写真付きの御本人確認書類をお持ちでない場合は、左記連絡先までお問い合わせください。

・北の丸公園周辺道路では交通規制を行うため、送迎バスに御乗車されな
いと御入場できない場合がございますので、御注意ください。

・多数の海外からの要人が参列されるため、開始まで、長時間お待ちいた
だくことが見込まれますので、あらかじめ御承知をお願いします。

三 代理出席・随行者

出席登録をされた御本人（封筒宛名の方）のみ参列可能であり、代理の方
の御出席や秘書等の随行はできません。

四 手荷物等

・会場内には、缶・ペットボトルなどの飲料水、カメラを含め、手荷物の持
ち込みはできません（女性のハンドバックは除く。）。

・当日は、会場内に給水所を設けますが、送迎バスへの御乗車後、献花終了
まで（五時間程度）、お食事はお取りいただけませんので、あらかじめ御承
知をお願いします。

五 連絡先

参列についてのお尋ねは、左記にお願いします。

内閣府大臣官房

故安倍晋三国葬儀事務局 電話（〇三）六二五七―三九二五

なお、御香典、御供物、御供花等は固く御辞退申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に関する御留意事項

○次のいずれかに該当する場合は、参列を御遠慮いただきますようお願いし
ます。

- ・発熱や咳・咽頭痛等の症状がある方、その他体調のすぐれない方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触とされた方
- ・同居家族や身近な方に、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方又
は発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方がいる方
- ・式典当日において、政府が定める期間内に、政府から入国制限、入国後の観
察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者
との濃厚接触がある方

○式典当日は次の事項に御留意ください。

- ・入場前に検温や手指消毒を実施します。
- ・入場における検温で発熱がある方は、御入場をお断りいたしますので、あ
らかじめ御了承ください。
- ・常にマスクを御着用願います。なお、式典の趣旨に鑑み、白色無地を基調と
したものを御用意願います。（不織布マスクを推奨します。）
- ・館内では密とならないよう、他の参列者との間隔を確保するよう御協力願
います。また、必要以外の移動や会話、飲食は控えください。
- ・会場内で体調不良が疑われる方については、別室に移動・待機いただくこと
がございしますので、あらかじめ御了承ください。

○その他

- ・接触確認アプリ（COCA）の活用をお願いします。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、規模を縮小等する場
合は、改めて御連絡します。

故安倍晋三の葬儀の執行について

〔令和 4 年 7 月 22 日〕
閣 議 決 定

- 1 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。

葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。

- 3 葬儀は、令和 4 年 9 月 27 日（火）、日本武道館において行う。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

参 考

1	鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	21
---	-------------------------	----



2022年9月20日

鳥取県監査委員 御中

住民監査請求(公金支出差止め措置請求)書

5

私たち、鳥取県弁護士会の歴代会長の有志は、連名で、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、以下のとおり住民監査請求(公金支出差止め措置・必要な措置の請求)をします。

10

請求人 後添「請求人」のとおり。

第1 請求の要旨

1 概要

15

日本国政府は、2022年9月27日に「故安倍晋三国葬儀」(以下「本件国葬」といいます。)を挙行することを閣議決定しました(資料1)。

20

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますから、これに平井伸治知事(以下「知事」と言います。)及び内田博長鳥取県議会議長(以下「議長」と言います。)が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費(県費)が支出されることが相当の確実さをもって予測され、9月14日に至り、知事は、本件国葬に公費で参列することを公表しました。

25

ところで、私たち請求人は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求人は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、鳥取県監査委員に対して、本件国葬に知事及び議長が参列するに際して公金を支出す

ることを差し止める措置をとることを求めます。

2 対象となる平井伸治知事及び内田博長議会議長の行為及びそれに関する公金の支出について

5

2022年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」に関して、知事及び議会議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

10 3 本件国葬の違憲性・違法性について

(1) はじめに

本項においては、本件国葬が違憲・違法であることを述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質を持つものなのかを述べます

15

((2))。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が举行されるに至った経緯を述べ ((3))、本件国葬が日本国憲法に照らして違憲であること ((4)) 及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること ((5)) を述べます。

(2) 「国葬」が持つ歴史的政治的意味について

20

そもそも「国葬」とはいかなる性質を持つものかを述べます。

25

日本最初の国葬は、1883年に行われた、岩倉具視の葬儀です。その原型は、その5年前の大久保利通の葬儀だと言われています。大久保家の葬儀でしたが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣しました。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われました。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆らうことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしたものでした（資料2＜宮間純一

氏の新聞記事＞)。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」(資料3)からも読み取れます。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬

とするとしたうえで(同令1条, 2条), 皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていました(同令3条)。「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味します。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経たうえで決定されることになっていました。つまり、「國家ニ偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていました。

また、国葬令4条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ葬儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服することを義務付けていました。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになるのです。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じました。ほとんどの国葬は東京で行われたようですが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遥祭が営まれるようになり、葬儀の場になかった人たち

も間接的に「國家ニ偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていたのです(資料4<国葬の成立3・4頁>)。

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、日本海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将です。これは、国民の戦意高揚をもたらしました。山本は、1943年4月18日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死しましたが、その死はしばらくの間公表されることはありませんでした。しかし、5月21日に大本営からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められました。当時の新聞報道(資料5)は次のようなものです。

情報局発表（昭和一八年五月二十一日午後五時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令長官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勲位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙らせれ、薨去に付特に国葬を賜ふ旨仰出さる

同年六月五日に行われた国葬に際しては、東条英機首相は「元帥の闘志を継げ」と国民を激励しました。

また、全国民が喪に服することとされ、午前10時15分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていました。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入しているのです。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあったと考えられます。

国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）」第1条の規定により、失効しました。その理由は、日本国憲法の基本原理と両立しないからです。そのため、現在の日本において、国を挙げて行なう公葬を規定する法は存在しません。

地方公共団体においても、1946年11月1日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府縣市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、1951年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、1989年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の2回があり、皇室以外では、1967年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われています。もっとも、首相経験者については、その後も

国葬が検討されたようですが、根拠法令がないとのことで実行されず、ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相を含め、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われています。

(3) 本件国葬の挙行に至る経緯

5 本件国葬が挙行されるに至った経過は、次の通りです。

2022年7月8日午前、同月10日に執行される第26回参议院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後亡くなりました。

10 岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」といいます。）は、2022年7月22日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました（資料1）。岸田首相によると、安倍氏について国葬を行うことについて、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済
15 の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であること、と説明しています（資料6）。

(4) 本件国葬の違憲性について

ア 日本国憲法の根底にある個人主義（individualism）

20 私たちが、本監査請求をするにあたり、もっとも重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会は、私たち一人ひとりが等しく尊重される社会であるということです。

25 憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しています。これは、私たちの社会を考えるうえで、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあります。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その

個人一人ひとは自由で平等であるという前提が共有されていなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者にたいし、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいます。この反対概念は全体主義ということになります。

イ 憲法14条違反

10 このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいえない状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

15 しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他者とのかわりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということです。このことを宣

20 言したのが、憲法14条です。

この憲法14条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。むしろ、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根

25 拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将

5 来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍氏の政権運営には否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まるところではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものです。

ウ 憲法19条違反

10 先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

15 岸田首相は、7月14日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、8月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています（資料7）。

20 すなわち、「国葬」という形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにほかなりません。そのために、本件国葬当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わらず行われ、またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏について
25 も、7月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。）。)

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な営為

であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法19条に反するものです。

エ 憲法20条・89条違反

安倍氏国葬は憲法20条や89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法20条1項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、2項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつくことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえませんでした。そこで日本国憲法20条1項後段、3項や89条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつくことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

安倍氏国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表すために行われるものです。岸田文雄首相は、2022年7月14日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。

本件国葬は、「国」として故安倍晋三元内閣総理大臣を追悼し、故安倍氏に弔意を示す儀式です。追悼とは故人の生前を思い返してその死を悲しむことであり、弔意とは故人が亡くなったことによる自分の悲しみ・弔いの気持ちを意味します。いずれにせよ、国民一人ひとりの内心に深く関わり、人それぞれであり、宗教的側面と切り離すことができません。

本件国葬を決めた同年7月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう

関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教的な意味合いをもった行為であることに変わりはありません。

- 5 日本国憲法20条3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法20条3項に反するもので、許されないことです。

オ 憲法21条違反

- 10 故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

- 15 儀式の価値は、外形にあらわれた荘厳な形式によって発揮されると言われることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わず行われることが強く予想されます。「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要があります。「要請」であると言いながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表明行為です。
- 20

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が官民間わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法21条が保障する表現の自由が侵害されることになります。

- 25 (5) 本件国葬の違法性について

ア 行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、今回の国葬は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されること

と閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

5 大日本帝国憲法の下においては、国家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・プリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられることになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法73条1号）にあります。そのため、行政権を
10 発動するためには、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえればわかりやすいでしょう。

行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その
15 法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはなりません。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

イ 内閣府設置法は根拠にならない

20 本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないという厳しい指摘がなされてきました。先に述べた通り、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていましたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した根拠法が内閣府設置法です。内閣府設置法第4条第3項第33号の「国の儀式並びに内閣
25 の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）」が根拠だと言うのです。

しかし、この条文は、国の儀式として国葬を行うことが決まった以上は、

その事務は内閣府が行うことになると言っているだけで、国会を通さずに構想を行うことを内閣限りで決められる根拠にはなりません。

この内閣府設置法にいう「国の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（日本国憲法第7条第10号）が念頭に置かれています。

5 この「儀式」の行政作用法の1つとして、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第25条に規定されています。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第1条前段）とあるとおり、「行政組織法」の一つです。行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提としなければなりません。

10 結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかに、違法な行政行為と言わざるを得ないものです。

4 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

15

本件国葬に地方公共団体の知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に反します。

地方自治法2条2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法92条に基づく規定です。

20 そこで、問題は地方公共団体の知事らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」と言えるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

25 この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされますが、本件国葬に知事らが出席した

り、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しません。

- 5 仮に、本件国葬に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」されていること（地方自治法1条の2第1項）から、法律や政令に基づく「事務」に直接該当しなくても、なお独自に地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるという議論もありえます。

しかし、国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、やはり、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきです。

このように検討してくると、本件国葬に知事らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した地方自治法2条2項に反する違法な行為であることは明らかです。

5 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

(1) はじめに

- 20 唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考えてもいなかった言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿です。規定も規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かびますが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると、多くの国民が思っています。そのこと自体が、国を挙げて追悼すべきことか（不当性）という問い掛けにほかなりません。

(2) 国民生活の困窮－賃金は全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の8年8ヶ月」です。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最期間その場にいた者の国民に対する責任が問われなければなりません。

5 日本は20数年にわたり、労働者の実質賃金は全く上がっていません。OECD諸国は概ね1.5倍以上になっているのに、ひとり日本だけ下がっています。大企業はアベノミクスの恩恵を受け、史上最高益を稼ぎ出してきた一方で、労働者は「国際競争力強化」を口実に低賃金を強いられ、労働市場の非正規化が急速に進んだのです。この最大の責任者が安倍元首相です。

10 安倍元首相がしたことは、国民の貴重な年金財源を取り崩し、これを大企業の株価安定のために投資し続けたことです。従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてました。このようなやり方で日本経済が再生するはずはなく、実質経済はガタガタです。多くの国民にとって生活水準は低下する一方です。安倍元首相に「経済の功績」など認めることはできません。

(3) 権力の私物化―「モリ」「カケ」「サクラ」

15 安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミミッチイ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい。」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために、真面目で貴重な一人の国家公務員の命が失われました。決裁文書改ざんを苦に自殺した近畿財務局職員の赤木俊夫さん（当時54歳）です。

25 「国葬」になる様な人は、このような違法はもちろん、人格的倫理性に傷がつく事実があれば、初めから候補にならないはずです。死亡した銃撃事件で明らかになった旧統一協会との関係も然りです。この銃撃事件以降、旧統一協会と自民党やその所属議員との関係、「安倍元首相」がそのための重要な役割を担ってき

たことなどが次第に明らかになってきました。

岸田首相はこの「安倍元首相」の追悼で何を遺すつもりなののでしょうか。

(4) 「民主主義」と「憲法秩序」の破壊

ア 教育基本法の改悪

5 2006年第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪でした。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもつと言われた法律です。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られました。

10 ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除しました。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いています。

安倍元首相は、ここで、教育に関する「憲法改悪」を断行したのです。

15 その結果、ユニセフ「レポートカード 16」(2020年)によれば、日本の子供の精神的幸福度は先進国 38 か国中 37 位という状況になっています。

イ 安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の「罪」は、集団的自衛権行使を容認・変更する閣議決定を行い、国会で「安保法制」を強制採決したことです。

20 当時、私たちの所属する鳥取県弁護士会は、これらの法案に反対しその廃案を求めて、2015年8月2日に県民大集会・パレードを、9月6日に県内一斉リレートークを行い、9月19日には、「(閣議決定そして「安保法制」法案の強行採決という方法で) 憲法改正手続を経ずして憲法違反の結果を実現しようという政治手法」は、「国民主権をないがしろにし、立憲主義を正面から否定する」もので、「このような憲法破壊行為を断じて許すことはできない。当

25 会は、現政権の今回の採決の強行に対して厳重に抗議するとともに、この度成立した安保法制法に対し、今後も多くの市民とともに、速やかな廃止を求め続

けていくものである。」という「憲法違反の安保法制法案の参議院における採決強行に抗議する会長声明」(2015 年度足立珠希会長)を発出しました。

「安保法制」によって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地ならびに今さ

5 かんに関西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争がはじまることになりかねません。安倍元首相は、ここで、「専守防衛」の憲法 9 条の政府解釈を変える「実質改憲」を断行したのです。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡しました。

10 集団的自衛権行使を認める閣議決定を行なった 2014 年 4 月、安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」と言いました。民族主義者でなくとも日本国民の名誉と誇りに傷つけ、戦争国家への道筋をつけた総理でもありました。

15 岸田首相は、これも実績として「追悼」するのでしょうか。

(5) 小括

以上に述べたとおり、安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものです。仮に百歩譲って「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、今後起こり得るアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大、米軍との戦争

20 遂行などの日本の行く末を考えたとき、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかありません。

6 結論

25 よって、私たち請求人は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、本件国葬に知事及び議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

事 実 証 明 書

- 資料 1 2022.7.22 付け閣議決定
(故安倍晋三の葬儀の執行について)
- 資料 2 2022.8.14 付け朝日新聞デジタル配信記事
国葬は「役割を終えた」もの 歴史学者が語る政府決定への大きな疑問
- 資料 3 国葬令
- 資料 4 宮間純一「国葬の成立－明治国家と「功臣」の死」
2019 勉誠出版
- 資料 5 「故元師海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切抜」(抜粋)
- 資料 6 岸田内閣総理大臣記者会見 2022.7.14
- 資料 7 岸田内閣総理大臣記者会見 2022.8.10

故安倍晋三の葬儀の執行について

〔令和4年7月22日〕
閣 議 決 定

- 1 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、令和4年9月27日（火）、日本武道館において行う。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

